



- このごろ、同じビルに入居する会社の社員さんなど、部下・取引先以外の人であっても、身近な方であれば、大きな声で「おはようございます！」「こんにちは！」と言うようにしています。
- 挨拶をされていて思うのですが、接客業の方でも挨拶が出来ない(無視する人もいます)というのは驚きでした。「仕事だから挨拶をする」、「上司が見ていないと挨拶すらしらない」という姿勢で本当に真心こもったサービスが提供できるとは思えません。普段から当然のように挨拶が出来る社員を育てたいですね。

5年経った契約社員は、正社員にしないと問題になる

改正労働契約法の概要

- いままで問題になっていた、有期労働契約について法律が改正されました。

①期間の定めのない労働契約への転換

同一の使用者との間で、**有期労働契約が、通算で5年を超えて反復更新**された場合は、労働者の申し込みにより、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換する。

②雇止め法理の法定化

一定の場合に雇止めを無効とする判例上のルール(雇止め法理)をそのままの内容で法文に規定する。(暗黙で契約更新していた場合、ある年に急に「更新しない」と言うのはNG)

③不合理な労働条件の禁止

有期契約労働者と無期契約労働者との間で、期間の定めがあることによる不合理な労働条件の相違を設けることを禁止する。



- 雇用が不安定な有期労働契約(いわゆる契約社員)を結んでいる社員を保護する趣旨の改正です。
- (1)有期雇用・無期雇用の社員が同じ仕事をしているのに、有期雇用社員には、福利厚生やボーナスが無い。(2)有期雇用契約の社員を、雇用の調整弁に使い続けるといったことは出来なくなります。

働き続けたい！定年後も働きたい！家族も そう思っているはず・・・。

50代社員に関する調査

- 日本マンパワーが、50代社員に、定年に関する考え方など将来について尋ねたところ、定年まで今の企業・組織で働き続けたいと考えている人は68.9%になりました。また、その後も働きたいと考えている人は、半数以上の57.3%となっています。
- 定年後の計画については、64.8%の人が「家族に相談したことが無い」と答えており、37.1%の人が、「定年後の計画に家族の理解を得ているか分からない」と答えています。



- 定年後も働き続ける意思は大切ですが、必ず働き続けることが出来るとは限りません。
- 会社側からも、従業員に対して家族と相談するよう促したいですし、「夫婦で受講するセカンドキャリアの研修」というのも、有意義な手法となりそうです。



～こんなときはどうする？～

日々の業務でありそうな、労働問題をクイズ形式にまとめてみました。

退職金は、労働者が指定した日までに支払わなければならないか？

Q

当社では、退職金の支給日について定めがありません。これまでは、退職月の給与支払日、または、その翌月の給与支払日に支給していましたが、資金繰りの関係から、もう少し柔軟に対応したいと考えているところです。そんな中、ある退職予定者が「退職日の翌日までに退職金を振り込んでほしい」と申し出てきました。会社はこうした要求に応じなければならないのでしょうか？

A

退職日の翌日までに退職金を支払う必要はないが、退職日に請求があったものとして、労基法23条1項に基づき、請求があった日から7日以内に支払う必要がある。

ただし、退職金は高額になるケースも少なくないことや、外部に積み立てを行っている場合には一定の期間が必要であることから、今回のような労働者からの請求に対応しなくても済むように、就業規則に退職金の支払いの時期を明記するのが良いでしょう。



- 他にも、「自己都合退職が受理されたのちに、不正が発覚した場合」、「高額な貸与品を返還してくれない」など、不測の事態に備えることも必要です。
- 退職金は賃金のように法律で義務付けられた制度ではなく、会社の福利厚生の一環です。退職金制度を整備する際は、会社が納得して退職金を支払えるよう、ルールを明らかにすることをお勧めします。

【参考】人事労務カレンダー（2012年12月）

日付	曜日	法定事務/行事等
10	月	10日まで 【労働】労働保険一括有期事業開始届の提出－労働基準監督署 【労保】雇用保険被保険者資格取得届の提出（前月以降に採用した労働者がいる場合）－公共職業安定所 【雇対】外国人雇用状況届出書の提出（前月に採用した外国人労働者がいる場合）－公共職業安定所 【税務】源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付－郵便局または銀行
1/4	金	平成25年1月4日まで 【社保】健康保険・厚生年金保険保険料の納付－郵便局または銀行 【社保】日雇健保印紙保険料受払報告書の提出－年金事務所 【労保】労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書提出－公共職業安定所 【雇対】外国人雇用状況届出書の提出（前月に採用または離職した被保険者でない外国人労働者がいる場合）－公共職業安定所

【社内事務】

- 年末賞与の支給
- 年末調整（給与所得者の保険料控除申請書兼配偶者特別控除申告書の徴収等）



気付き日報

ヒューマンインベーション株式会社 代表取締役 今井洋一

社会保険労務士 ・ (財)生涯学習開発財団認定コーチ

TEL : 03-3791-1180 FAX : 03-6674-2508 Mail : info@humani.jp

受付時間 10:00～17:30 (土日祝日および弊社休日を除く) <http://nippou.org/>